

### 少人数学級と教職員配置の状況一覧（教育条件実態カード）を作って

宮崎県は独自に、小学1,2年の30人学級・中学1年の35人学級を実施しているが、  
学級数と教員数は、どのくらい増えているだろうか？  
県独自の予算額を、どのくらい増やしているだろうか？  
どんな課題があるだろうか？

ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会  
子どもと教育・くらしを守る宮崎県教職員の会  
(元 宮崎市立田野小学校 事務職員)  
橋口 幽美

#### はじめに

2005年12月に会を結成してから、9年半がたちました。会の中心的な活動は、学級編制基準と教職員配置の状況を調べることです。各都道府県で独自に実施される少人数学級制が、定数上どのよう  
に取扱われ、どの程度の予算措置を伴って行われているかについて調べてきました。また、福岡県・  
大阪府・長野県・沖縄県・佐賀県・東京都などから、調べる会へ学習会・講演会の依頼を受けた際  
には、各県の状況についての様々な調査を、事務局長である山崎洋介さんが中心となって行ってき  
ました。そのような活動を続けてくる中で、各都道府県の特徴を把握する際の、指標となるポイントが  
分かってきました。また、実験的な試みで不十分なものですが、今年5月、2010(平成22)年度の数値  
を一覧表の形式にまとめて都道府県ごとに作成し、パンフレットとして発行しました。

(調べる会パンフ NO.29「各県の教育条件総括表」3冊セット)

本レポートでは、その内容について、宮崎県の一覧表を例として説明します。宮崎県は、2002(平  
成14)年度から独自に少人数学級制度を実施していますが、増加した学級の担任として県が独自に増  
やした教員は何人か、国庫加配定数のうちの何割が使用され、基礎定数がどの程度流用されているか  
を、推計しました。また、非正規任用がどのくらい増やされているかについても、計算しました。さ  
らに、財政負担の状況も合わせて見る事が出来るようにしています。

この一覧表の構成や計算方法が分かると、教育条件の全体像を把握することができ、制度のしくみ  
も分かってくると思います。そして、他の都道府県と比較することによって、各自治体独自の課題  
と全国的に取り組むべき課題が、分かってくるのではないかと期待しています。

## 総括表「公文書に見る少人数学級制と教職員配置の状況、及び財政負担」について

### (1) 一覧表の構成

(その1)は、学級編制制度と、学級数に応じた基本の教員配置数についてまとめました。

(その2)は、その制度の下での、学級数・教職員配置数・独自財政負担額等についてまとめました。

これらは、都道府県から文部科学省に報告した公文書に掲載されているものから抜き出して、作成しています。実際には少し違った運用もあるかもしれません。

調査に使用した公文書については、最後に示しましたので、参照してください。

### (2) 作成対象年度

(その1)は、2011(平成23)年度のもので、この年度に、「義務標準法」(正式名称:「義務教育諸学校の学級編制と教職員配置の標準を定める法律」)が改正されて、小学校1年生の1学級の上限人数が35人となりました。どの県でも小1については、最低でも「35人」となっています。この段階での各都道府県の対応を把握しておきたいと思い、まとめました。

それに対して、(その2)は、2010(平成22)年度のもので、この年度の状況をまず押さえようとするのは、国の小学1年35人学級制度が実施される以前の実態を、確認しておきたいと考えたからです。

読み取りにあたっては、その点をご留意頂きたいと思います。次年度(平成23年度)以降については、年度を揃えて作成する予定です。

### 宮崎県の一覧表について

以下、宮崎県を例にして、順に説明します。

(都道府県番号は、北から順に公的に定められており、宮崎県番号は「45」となっています。)

### (その1)・・・2011(平成23)年度

#### 1 学級編制基準

小学1年生と2年生が「30人」、中学1年生が「35人」です。これは、宮崎県の独自措置ですが、右の枠注の類別をすれば、○です。類別は調べる会が行いました。は県基準そのものが国標準より少ない、は県基準としては国標準のまま一部条件付きで少人数化、はその他の方法という類別をしています。

宮崎県の場合は、ということも出来るかもしれません。小1と小2では確実に30人以下学級制です。しかし、基準表はあくまで40人となっていて、小学校については「運用により行」われ、中学校については「推進事業」によるとされ、教員配当基準の学級数は「標準学級数」なのです。このように、独自措置を類別すること自体難しく、複雑さの反映ともいえます。

#### 1 - 学級編制基準日

学級編制基準日も、基準人数に並んで重要なものです。宮崎県教育委員会が学級編制に「同意する基準日」は、始業式の日(新入学年については入学式の日)となっています。宮崎県では「式後の変更同意」は「なし」です。そのため、式後の増や減についての規定はありません。過去には、基準日が5月1日(国の国庫負担金算出の基準日)となっていたために、年度の途中での学級増減が行われ

ていました。増の措置には利点もありますが、減には弊害しかなく、またこの事が年度当初からの学級数抑制の原因ともなっていました。ですから、以前の方式に比べると改善されています。

県によって、基準日が5月1日のままのところ、増も減も有るところ、増はあるが減はないところと様々な規定が設けられています。東京都では、4月1日を基準日としたうえで、4月7日に、基準人数が国の標準数より少ない別途運用表によって調整され、機械的な増減を避ける方法がとられています。この取り扱いは、最も進んだものと言えます。

## 2 教職員配置・配当基準

ここでは、教員数についての配置基準を掲載しました。校長・副校長・教頭は含まれていません。各都道府県における配置基準表は、副校長・教頭を含めて作成されているものもありますが、文科省に提出しているものには含まれていません。「配当基準」という用語もあります。

### (小学校)

1学級の学校には一人、6学級までは学級数と同数ですから、学級担任のみ配置されます。

7学級になって初めて一人加配が付き、13学級になったら二人加配となります。

この「加配」は、基礎的な加配です。「必置の加配」というふうに言うこともできます。

以前は、6学級の場合でも、全校の児童数が90人を超えていれば、教員の加配が一人ありました。しかし、宮崎県独自の小学1年生の30人学級が実施されることとなった時(2002・平成14年度)、この規定が廃止されました。多くの県で同様のことが起こっているようで、「6学級規定」がある県は少なくなっています。この「6学級規定」は、国会での議論を経て設けられるようになった制度で、規定が廃止された県では、教育条件の後退が起こっていることとなります。

(3学級規定のある県 - 北海道・岡山県、6学級規定のある県 - 北海道・石川県・和歌山県・岡山県・大分県、7学級規定のある県 - 岡山県。ただし、岡山県の規定内容は「別途検討」とあり不明。)

表の表示は、7学級の上に $\boxed{\text{一人加配}}$ 、12学級の上に $\boxed{\text{二人加配}}$ 、23学級の上に $\boxed{\text{三人加配}}$  としました。\*印も付けました。これは、「義務標準法」第7条第1項1号の規定により計算した数を基にすれば、ここから加配人数を増やすのが順当であろうと思われる箇所を示しています。学級数に“係数”を乗じた数には、教頭の数が含まれているので「-1」とし、残りを四捨五入して判断しました。なぜ四捨五入かといえば、切り上げれば、標準定数を大幅に上まわることになり、切り捨てれば逆に大幅に下回ることになるからです。全国の状況を比較するために、便宜的にこの表示方法をとりました。

学級数以上の教員数のことを、「担任外基礎数」と呼ぶことにします。前述したように、慣例として「加配」と呼ばれることも多いのですが、「国庫加配」や「県単加配」と区別する必要があるからです。

「担任外基礎数」は、都道府県の配置基準によって置かれる数と、義務標準法の算定によるものとは異なります。それは、先ほど説明した義務標準法の規定の「学級数に乗ずる数」が、小数点以下第3位までであるのに対して、都道府県の配置基準は整数だからです。それから、宮崎県の場合だと、12学級で二人加配にしても良からうと思われる所で一人しか加配しないというふうに、極端な切り捨てが行われている箇所がある事も、もう一つの原因です。

## （中学校）

中学校では、1学級の学校には3人の配置となっています。2学級で5人、3学級で6人というふうになっています。義務標準法の規定で小学校と同様に計算した時、学級数より多くなる人数を「\*」で示しました。「\*2」は学級数より二人多いということです。その上で、標準法の計算で二人加配～15人加配となる初めの箇所を示しました。中学校では、教科担任制をとっているため、「担任外基礎数」は小学校と比べると格段に多く配置されます。

宮崎の配置基準をみると、3学級では一人少なく、5学級では一人多く、6学級では一人少ない・・・といった状況です。11学級で一人少ない、24学級で一人多い、26学級で一人少ない・・・と続きます。全体として見るなら、まあまあといった所でしょうか。

## （小中共通事項）

しかし、配置基準表の右端に設けた要記入欄を見てください。宮崎の場合は、教員配置数を決める方法は「標準学級数」によっています。つまり、宮崎独自に30人学級などを実施して増えた学級数を含まない状態で決めるのです。また、特別支援学級の取扱いについては、この年度の報告書類に何も書かれていなかったのですが、実際には、教員配置数を決める場合に特別支援学級を含めていません。特別支援学級のカウントは、右の欄の「算入しない」に印を付けました。その事は、以前の報告書には記載されていました。このように、完全な報告が行われていない場合もあるので、シートを作成する時には過去の文書も見る必要があります。要は、この二つのポイントを確認することが教育条件を見る時に重要だということです。

学級数を増やすなら、教員配置数も実学級数に応じて配置しなければ、正常な学校運営は出来ないと推測されます。

特別支援学級についても、学級担任分だけを配置し、「担任外基礎数」の算定から外すという取扱いは、義務標準法の趣旨に反しています。標準定数の算定には、特別支援学級の学級数が当然含まれています。ですから、これも都道府県措置による教育条件の切り下げとなります。教員配置の基準には、授業時数の適正化や授業研究の保障のみならず、休暇の保障としての機能もあります。義務標準法は、「義務教育水準の維持向上」を目的（第1条）としているのですから、違法な取扱いです。

## （その2）・・・2010（平成22）年度

### 3 実学級数

実学級数は、学校基本調査報告書によって確認しました。各学校からの直接の報告数で、都道府県や市町村の独自措置による少人数学級が実施された結果としての、実際に編成された学級数が分かります。小学校2,785学級 中学校1,224学級 小中合計4,009学級です。

### 4 標準学級数

標準学級数は、「定数報告」により分かります。小学校2,648学級 中学校1,185学級 小中合計3,833学級です。

## 5 都道府県独自措置による増学級数

実学級数から標準学級数を差引くと、都道府県や市町村の独自措置による増学級数となります。小学校では 137 学級、中学校では 39 学級、小中合計 176 学級が宮崎県で独自に増やした学級数です。

## 6 増加学級数の 標準学級数に対する比率

この欄では、増学級数を標準学級数で割り、標準学級数に対してどのくらいの比率で増えているかを計算しました。小学校 4.9% 中学校 3.3% 小中合計 4.6% 増加しています。

ただし、各県の学校規模の状況が異なっていますから、この数字の高低で少人数学級化の進度を測ることは適切ではありません。小規模校が多い県の場合、同様の少人数学級化が、低い増加率で実施できるからです。

また、増加学級数には、少人数学級化だけでなく、複式学級の解消措置や、特別支援学級の少人数学級化措置によるものも含まれています。

あくまでも、各県の状況確認の方法の一つに過ぎないことを念頭に置いて、参考として見てください。

## 7 実教員数（短時間、非常勤は換算数）

これは、「定数資料別紙」から抜き出したものです。この欄では、小中合計の教員についてのみ記載しました。校長・教諭等・講師の数を集計しました。

産育休代替教員は 178 人ですが、この報告用紙の“常勤者の実数計”には含まれていません。この実数には産育休取得者本人が含まれています。

その次は、常勤実数の内数になっていて、臨時的または期限付き任用職員数が 401 人、再任用常勤（フルタイム）職員が 3 人とあります。

その次は、常勤実数の外数で、再任用短時間勤務職員 0 人、育休代替短時間勤務職員 0 人、非常勤講師は、常勤に換算して 94 人相当で、下の太字が実人数で 289 人です。

一番右端の数字が「**総実数**」です。これは、公文書上には示されていない数字で、調べる会が計算したものです。「総実数」という用語も、調べる会の考案したものです。常勤実数計に、外数の 3 つの換算数を足して求めました。6,312 人となり、これが国庫負担対象となりうる人数です。

外数の 3 つの職の状況について、下の枠で、換算数を実人数で割って一人あたり勤務率を計算しました。また、具体的にイメージできるように、常勤者は週 40 時間勤務（正確には 39 時間 分）ですので、週当たりのおよその時間数に置き換えてみました。実際には様々な形態が混じりっていますが、県の全体としてのあり様を概観できると考えました。どこかに「0」が入っている場合は、計算不能（#DIV/0!）のマークが示されますので、「0」と読んでください。

宮崎県の非常勤講師の状況は、一人あたり勤務率 32.5%、週当たり勤務時間およそ 13 時間となっています。

（注）再任用の実態については、全国で大きなギャップがある。（鈴木つや子著 「再任用教員制度の実施状況と教育的意義」2015.1.10 発行 調べる会パンフレット NO.26 参照）

## 8 非正規等教員数の比率

この欄では、4通りの計算をしました。

上の行では産育休代替を含まずに計算、下の行では産育休代替を含んで計算しています。前項で説明したように、実数から産育休代替が差し引かれているということは、内数としての臨時的任用等の数には、産育休の代替の教員数は含まれていないわけです。ですが、代替教員はほとんどの場合臨時的任用ですから、学校現場の現実の非正規率は、産育休代替を合計して計算する必要があります。

ただし、産育休を取得する教員数は、各都道府県の年齢構成などの状況にも左右されますので、含まない計算も行いました。この、産育休代替を含まない非正規率を、調べる会では「政策的非正規率」と呼ぶことにしました。これに対して、産育休代替を含んだ非正規率を、「現実の非正規率」と呼ぶ区別して検討することにします。ただし、これらはあくまでもその年度の5月1日現在のものです。

次に、「再任用フルタイム」について、左の列では正規教員とみなして計算し、右の列では非正規とみなして計算しました。再任用制度は、年金制度が後退した埋め合わせの制度です。正規教員の継続とみることも出来ます。しかし、給与は低く抑えられ、任期も単年度となっており、その比率が今後益々高まることを考え、非正規とみなしての計算も行いました。

以上のような事情から、4通りの計算となったわけです。計算方法は表に示したとおりです。産育休代替を除いた計算では、再任用フルタイムを正規とみなした場合7.8%、非正規とみなした場合7.9%です。産育休を含んだ計算では、共に10.7%です。なお、実数の中に校長・教頭等を含めているので、分母に校長等の管理職を含んでの数値です。

また、県によって短時間や非常勤講師の勤務率が異なるので、外数3つの職については換算数で計算しました。

なお、この比率も他県との単純な比較はできません。なぜなら、次の欄にあるように、国庫加配率やそれを受けての実際の配置率が異なるからです。慎重な検討の上での比較が必要です。

(加配率と配置率の差、配置率と非正規率の差については、昨年度のレポートを参照ください。)

## 9 校長・教諭等定数(\*初めて「担任外基礎数」を計算)

基礎定数と国庫加配数の合計が標準定数であり、実行定数という表記もされています。これらは、「定数報告」から抜き出した数です。

基礎定数の合計数は5656人、国庫加配数は651人、標準定数(実行定数)は6307人です。国庫加配数を基礎定数との関係で見ると、基礎定数の11.5%(651/5656)相当が加配されています。これを、「国庫加配率」として示しました。この計算は、他県の状況と比較するためのものです。誤解を起ししやすい表現ですが、国庫加配が全体の標準定数のうちの何%を占めているかという計算ではありません。

(この年度の最大は徳島県の15.7%、最少は広島県の5.9%)

注目していただきたいのが、「担任外基礎数」です。基礎定数には、校長の定数と教員の定数を合計したものを示しましたので、この定数から、校長・教頭の定数分と、学級担任分を差引けば求められます。その計算をするために一番左の列に、校長定数(=本校の学校数) 教頭の複数配置分 教頭を置かないことが一般的な小学校の1学級だけの学校数 の3つの数字を掲載しました。校

長・教頭の定数分としての計算は、 $(\text{学校数} \times 2) + \text{教頭複数配置数} - 1 \text{ 学級校数}$  で求めました。「教頭の定数」というのは決まったものがないので、このように計算しました。学級担任分の定数は、標準学級数分になりますので、**4 標準学級数**を再掲しました。

前述した計算の結果、担任外基礎数は 1,052 人と推定されます。

#### 9 - 校長・教員の「結果としての県単独配置数」

**7 総実数**の 6,312 人から**標準定数**6,307 人を差し引いて残る数が、「結果としての県単独配置数」ということになります。年度当初に発表される県単独配置数とは、必ずしも一致しません。それは、学級外基礎数には国の標準法で算出される数と、都道府県の配置基準との間にギャップがあるからです。(2 教職員配置・配当基準の項を参照)

宮崎県では、独自措置で 176 学級増やしていますが、県単独で教員を増やしているのは 5 人です。

#### 10 国庫加配数の内訳(少人数学級への振替数)

では、残り 171 学級の担任は、どの定数を使っているのでしょうか。

まず考えられるのが、国庫加配の「指導方法工夫改善」定数の振替です。国庫加配数については、申請数と決定数に差があります。これが少人数学級への振替分ではないかと推測されます。「研修(少人数学級への振替を含む)」の申請数と決定数の差と見ることもできますが、とりあえず、この一覧表作成に際しては、前者とみなして計算しました。

まず、国庫加配定数を「指導方法工夫改善」と「研修」と「その他」に分類し、それぞれに申請数と決定数と報告数を照合しました。「指導方法工夫改善」の申請数 518 人が、決定では 351 人となっていますので、その差の 167 人を少人数学級実施の担任分に振り替えたかと推定されます。ただし、前述したように、「研修」の申請数 36 人は決定数 166 人ですから、130 人しか増えていません。実際には、130 人なのかもしれません。他県と比較するために、この表では、単純に 167 人を振り替えたかとみなして計算をすすめることにします。

#### 10 - 国庫加配「指導方法工夫改善」の

##### 少人数学級への振替分を「1」とした場合の、TT・少人数授業分の割合

そのように考えた場合の、指導方法工夫改善定数の使用状況を見てみました。振替分を「1」とした時に、法の規定通りの使い方(TTや少人数授業)がどの程度か計算しました。351 人を 167 人で割ると、「2.1」となりました。少人数学級振替数の 2 倍が、TTや少人数授業用として使われているということです。

これも、各県での大きな開きがあります。最大は島根県の「26.7」、最少は福島県の「0.1」振替を全く行っていないのが、東京都と佐賀県。別の文書「少人数学級への加配定数振替実績」を見ると、島根県・広島県も全く行っていませんでした。

#### 11 宮崎県の少人数学級は、どの定数を使って行われているか？

いよいよ、最後の計算です。この計算は、推計による数字を含んでいますので、絶対視することは出来ませんし、また不明数が残されているので参考程度にしか見ることは出来ません。把握の方法として考えてください。

増学級数は 176 学級ですが、県単独配置教員数は 5 人です。国庫加配の振替数は 167 人分と推計されます。市町村負担による教員数が不明ですので今回は計算に入れていませんが、それらを増学級数から差し引いて残った数が、**9 校長・教員等定数** で計算した「担任外基礎数」からの運用数となります。

市町村負担の教員数については、学校基本調査で見ることが出来ますが、そのうち何人が少人数学級の実施のための人数であるかは分かりません。2008（平成 20）年度から、県費教員数（本務者・兼務者別）の中に含めて計上する教員数と、市町村支弁の職員数として計上する教員数の 3 種類が掲載されています。参考として、**11 -** に提示しました。

この時期（2010 年）、宮崎県で市町村負担での少人数学級実施ははっきりしません。この数を「0」として計算すると、基礎加配の運用数は 4 人となります。

宮崎県の実態からみて、あまりに少ない数字ですので、前述した別の文書「少人数学級への加配定数振替実績」の数字で計算し直しました。実績の運用数は 107 人でしたので、担任外基礎数からの運用数は 64 人です。

なお、推計値と同一の県も 26 都府県ありますし、ほとんど同数（2～3人の差）という県も 6 県です。大きな開きの見られた県が 4 県でした。

（広島 102 0 徳島 52 10 長崎 418 206 宮崎 167 107）

**11 -** で、担任外基礎数 1,052 からの少人数学級への運用率を計算してみました。＜64/1052＞で、6.1%が運用されていると想定されます。中学校の担任外基礎数とも合わせた数値ですので、小学校での実感からは小さく感じられますが、**6 増加学級数の標準学級数に対する比率**の 4.6%と比較して見ると、担任外基礎数の運用率のほうが高いことが分かります。

本来、学級数に応じて必置加配されるべき教員数が、実学級数ではなく標準どおりの学級数でしか加配を置かず、その中から、少人数学級実施による増加学級の担任を置き、特別支援学級を学級数に加えず、6 学級規定での加配を廃止することによって、その 6.1%が削られるという結果になっています。この数字は、定数増をせずに少人数学級を実施した時の、学校現場の困難さを数字で示すものです。

現在、国庫加配の振替数の小中別の数字が確認できていないのですが、小中別の計算をするために、担任外基礎数の振替数を、実際の増学級数の比率によって案分して計算してみました。そうすると、小学校では増学級率 5.2%に対して担任外基礎数の運用率 14.0%、中学校では 3.3%に対して 2.7%という数字がでました。小学校での運用が、より厳しく学校現場に影響を与えていることがうかがえます。

市町村費負担による少人数学級数が明らかになれば、正確な状況把握が可能となるでしょう。

## **12 教員以外の職種の状況（結果としての県単独配置数、非正規等の比率）**

この欄は、教員以外の職の状況を、教員と同様の方法を用いて、「結果としての県単独配置数」と「非正規等の比率」について計算し、結果のみ掲載しました。

小中の栄養教諭等（-6人）、事務職員（-3人）、特別支援学校（-66人）、合計では定数よりも 75 人マイナスです。つまり、県単独配置はなく、逆に標準定数よりも 75 人少ないのです。



非正規等の比率は、この欄では、再任用フルタイムを非正規とみなした場合のみ掲載しました。産育休代替を除くと、順に 10.4% 21.8% 25.1% 17.7% ですが、産育休代替を含むと、13.5% 32.7% 25.8% 20.6% です。職種によって大きな差がありますし、小中教員と比べても高い比率を示しています。

### 1 3 充て指導主事の定数と実数

充て指導主事の定数 30 人に対して、実際は、学校基本調査報告書によれば 61 人、実数調によれば 59 人で定数よりも 29 人多く配置されています。2 倍近い配置となっています。

なお、全国状況を見ると、実数調との比較で 2 倍近い県が 11 府県（宮城県、山形県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、愛知県、京都府、宮崎県、沖縄県）あり、3 倍程度の県も 5 県（秋田県、富山県、長野県、兵庫県、高知県）あります。東京都の場合、定数が 13 に対して実数は 479 ですから、36 倍超。しかし、定数自体にも大きなギャップがあり、その根拠は不明です。充て指導主事については、その職務内容自体に疑問があるので、単純に定数と比較してのみの問題ではすまされないと考えています。

新たに設けられた、「副校長」「主幹教諭」「指導教諭」等の職名が、充て指導主事の学校内部への配置転換とも考えられます。文科省が「基礎定数部分の増」という場合、これらの新しい職の定数を想定している可能性があると思います。

### 1 4 宮崎県の教職員給与費の負担状況（百万円未満を切り捨てた額を表示）

以上見てきたように、宮崎県では国庫負担対象となる教職員の実際は、定数との関係では、小中については教員（+5）養護教諭（±0）栄養職員等（-6）事務職員（-3）です。2010（平成 22）年、合わせると（-4）です。特別支援学校については（-66）です。充て指導主事の定数は小中学校と特別支援学校とで区別して決定されている訳ではないのですが、実際の配置数によって案分し、実数調の数字で計算すると、小中で（+28）特別支援学校で（+1）となります。

小中全体の実数は定数に対して（+24）です。

それに対して、決算額の状況を突き合せて見ます。国庫負担の可能額である算定総額と決算額を比較しました。単位は百万円で、百万円未満は切り捨てて表示しています。

小中学校では、決算額 475 億 4200 万円で、算定総額よりも 5200 万円超えて支出しています。

特別支援学校では、決算額 37 億 2500 万円で、算定総額よりも 2 億 1500 万円少ない支出となっています。総額裁量制により、小中学校と特別支援学校の枠が外されましたので、小学校のオーバー分を特別支援学校のマイナス分からあてがうことが可能になりました。結果、全体で 1 億 6300 万円も、国庫負担可能な金額よりも少ない決算額となっています。

充て指導主事の実数分に係る給与費は国庫負担の対象となることは、決算額等調書の第 3 表で確認できます。また、総額算定においては、充て指導主事の定数分のみが算定数に加えられています。これは、最高限度額を定める政令にも記述されていますし、総額算定シートの「教員算定基礎定数」と「充て指導主事の数の決定通知」「定数資料別紙」の数字を照合して確認できます。

### 読み取り上の注意

「県単独配置数」が必ずしも「県単独負担」であるとは限りません。

宮崎県の事例では、充て指導主事 24 人分の給与費が総額を超える原因になっていると考えられます。充て指導主事の給与費は、決算調書第 3 表付表によれば、61 人に対して 4 億 3100 万円支払われ

ています。一人あたり706万円です。これを24倍すると、1億6944万円となります。しかし、オーバー分は5200万円なので、国庫負担最高限度額としての算定総額に1億1744万円が入り込んでいる格好です。ですから、教員の県単独措置5人分にかかる給与費も、算定総額に入ってしまったというわけです。

なぜそうなるかと言えば、総額を算定する際の計算方法に一つの原因があります。

総額算定の際には、講師の人数の当てはめ表はありますが、再任用や非常勤の当てはめ表はありません。再任用の教員の給与は正規より格段に低く、非常勤講師の報酬額は換算数1で比較しても、講師の給与に及びません。いわゆる「定数崩し」によって、総額を決算額が下回る仕掛けになっているのです。ですから、この仕組みを利用して、定数を実数を超えたとしても、総額をそれほどまでには超えないことも出来ますし、総額以下に抑えることも可能なわけです。また、講師等の当てはめ表にある国基準額より県の給与表が低額である場合も、総額以下に収まる理由のひとつです。

非正規化を進めれば、給与費の負担を押しさえながら教職員数だけは増やすことが、総額裁量制の導入によって、出来るようになったのです。

ただ、講師の当てはめ表が作られている事は驚きでした。講師の多用を当初から想定している場合、つまり政策的非正規率を高くしている場合、総額自体を切り下げることが出来るからです。単純に総額と決算額を比較して「決算額を総額を超えていれば問題なし」とも言えません。現員・現給報告書にある教諭数と講師数等の比較等が必要です。さらには、この報告における「教諭」数が、必ずしも正規とは限らないこともあるので、この部分についての調査は、各都道府県での詳細な調査が必要です。このような仕組みが、教育行政の公正で民主的な方法といえるのか、おおいに疑問です。

もう一つの大きな要因は、給与の抑制措置を取れるようになったことです。2010(平成22)年度に抑制措置ありと報告しているのは、25道府県です。

## まとめ

以上、各県教育条件一覧表の内容について説明しました。調査としてはまだまだ不十分なものです。市町村負担による少人数学級の教員数を調べる体制も必要です。更に分かり易い一覧表に改善していきたいと考えています。自治体の財政状況をまとめて1枚の形式になっている「決算カード」と呼ばれるものがありますが、その教育条件版ともいえるようなものを目指しています。今回は2010年のデータで作成しましたが、別の年度についても作成したいと思っています。経年での比較も必要です。

なお、増加学級数には、複式解消や特別支援学級の少人数化にかかる学級数も含まれています。これらも含めて、「結果的な県単独配置数」「担任外基礎数の運用」に反映されています。また、副校長(教頭に加えて配置される場合)、主幹教諭や指導教諭や特殊な主任(学級担任を持たない場合)、国庫加配数以上の特別な加配なども考えられます。これまでは、単純に「県独自の配置=県独自の予算プラス措置」ととらえられていた状況を、正確にとらえ直す必要があります。学校現場の“きつさ”が、何に由来しているか、各都道府県での詳細な調査活動と呼びかけたいと思います。

こういった調査活動は、実態の把握、問題の把握と同時に、分かり易く公正な行政事務を実現するためには、どのような法制が必要なのかといった議論につながっていくだろうとも考えています。各地での調査活動は、各自治体の問題を認識するだけでなく、全国的な課題を浮き彫りにすることになると思われます。国としての最低基準制度の確立に向けた大きな運動に発展することを願って、これからも調べる会の活動を続けていきたいと思えます。

## 調査に使用した公文書

## 1 教職員定数に関するもの

### (1) 定数全体について

義務教育諸学校の定数に関する文部科学省への報告文書には、「定数報告」というものと「定数資料」というものがあります。

「定数報告」には、様式1から様式12まであり、学級編制基準 教職員配当基準 定数算定報告 標準学級数 社会条件での配慮校 寄宿舍 養護教諭定数 医療機関不存在 550人未満調理校 事務職員定数 事務4号定数 定数算定表 という内容です。当年度の定数算出のための報告書類です。本稿では、「定数報告」～「定数報告」と表示することにします。報告の内容は、年度によってほとんど変更は見られません

「定数資料」には、資料1から資料6までと、別紙様式1から別紙様式4まであります。資料についていうと、基準日 指導方法の増時間数 退職見込み数 採用見込み数 特別支援学級 非常勤講師数 という内容です。別紙様式については、実数調 教職員配置数 年齢別教員数 研修等定数 となっています。本稿では、「定数資料」～「定数資料」、「定数資料別紙」～「定数資料別紙」と表示します。

定数資料の方は、年度によって内容が変わっています。以前は、自治体独自の少人数学級実施による教職員の増加数、その財源や実施方法(どの定数を使っているか)についての報告や、向こう5年間の基礎的な定数予測の報告もありました。政策の変更に合わせて、時々の内容が盛り込まれたり削除されたりしています。

### (2) 国庫加配定数に関するもの

国庫加配定数に関しては、都道府県からの申請書として「公立義務教育諸学校研修等定数等配置予定数集計表」が提出され、それを受けて、文科省から年度当初に決定通知書「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令に基づく文部科学大臣の定める数の決定について」が出されています。二枚目に、「公立義務教育諸学校指導方法工夫改善定数及び研修等定数の事項別内訳」が添付され、条項ごとの加配定数が示されています。また、年度末に変更決定通知が出されてもいます。

「定数資料別紙」で、実際の配置状況が報告されています。

### (3) 充て指導主事の定数に関するもの

充て指導主事については、次の文書が、決定通知という形で年度当初に出されています。

「国庫負担による充て指導主事の数の決定について(通知)」というものですが、申請という行為はなく、決定のみです。

「定数資料別紙」で、実際の配置状況が報告されており、給与額等については、決算額等調書第3表付表で報告されています。

## 2 国庫負担金に関するもの

## (1) 総額算定に関するもの

総額算定に関わる文書は、「現員・現給等調書」と「総額算定シート」があります。

### 「現員・現給等調書」

- 第1表の1 経験年数別教職員数調：小中学校、中等教育学校前期課程  
( 校長 副校長・教頭 主幹教諭・指導教諭 栄養主幹教諭 教諭・養護教諭 栄養教諭 助教諭・養護助教諭・講師 学校栄養職員 事務職員 )
- 第1表の2 同上：特別支援学校  
( ~ =同上 =上記 と =上記 と寄宿舎指導員 =上記 上記 )
- 限度政令対象教職員整理表
- 第2表 給料月額及び平均月額調
- 第3表の1 給料の調整額支給対象人員調：小中学校、中等教育学校前期課程
- 第3表の2 同上：特別支援学校
- 第4表 扶養手当所要月額調
- 第5表の1 給料及び扶養手当を基礎とする地域手当支給区分別人員調
- 第5表の2 管理職手当を基礎とする地域手当支給区分別人員調
- 第6表 住居手当所要額調
- 第7表 通勤手当所要月額調
- 第8表 単身赴任手当所要月額調
- 第9表 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給区分別人員調
- 第10表の1 寒冷地手当所要月額調
- 第10表の2 寒冷地手当支給区分別教職員数及び所要額
- 第11表 管理職手当受給者調
- 第12表 その他の手当の所要額調
- 第13表の1 休職者の休職事由別人員調
- 第13表の2 休職者の休職事由に係る規定調
- 第13表の3 休職者の休職事由別人員調（個別表）

「総額算定シート」と略して称されているものは、「義務教育費国庫負担金 総額裁量制による算定額」という表題の用紙で、小中学校と特別支援学校の2枚が作成されています。「現員・現給等調書」で計算した数値を用いて金額が算出されています。

## (2) 予算額に関するもの

各都道府県知事から、義務教育費国庫負担金の交付申請書が提出されています。添付書類は、以下のとおりです。

### 3 交付申請額の算出基礎

- (1) 交付申請額
- (2) 実支出見込額
- (3) 国庫対象額算定資料（小中学校 特別支援学校 で2枚）
- (4) 国庫負担最高限度見込額
- (5) 国庫負担最高限度額算定資料（小中学校 特別支援学校 で2枚）

## (3) 決算額に関するもの

決算に関する文書には、「決算額等調書」と「精算交付、返還命令」とがあります。

「決算額等調書」は、次の各表により構成されています。

第1表 国庫負担額

第2表 実支出額

第3表 国庫対象額算定資料（小中学校 特別支援学校 で2枚）

付表 教職員の身分で教育委員会事務局等に勤務する者等に係る

給料その他諸手当の支給額(同上)

第4表 過年度収入・過年度支出に係る調（以下は、平成22年度の場合）

1. 平成21年度に係る分

1 - 総表

1 - 平成22年度中の過年度収入

1 - " 過年度支出

2. 平成20年度に係る分（以下同じ2 - ~ ）

3. 平成19年度 " "

4~6・・・年度を遡る 平成18年度~平成16年度

7. 平成15年度以前に係る分（以下同じ7 - ~ ）

「精算交付、返還命令」は、「義務教育費国庫負担金の額の確定及び精算交付について」と、「義務教育費国庫負担金の額の確定及び返還命令について」があり、それぞれに、（別紙）都道府県別国庫負担額内訳、各県への確定通知書、別紙確定要領が添付され、精算交付通知もしくは返還命令がそれに付けられています。

「精算交付、返還命令」について留意すべき点は、申請時にすでに算定総額に満たない額で申請されているケースがあるということです。国庫負担可能な最高額である算定総額と実績額との差は、必ずしも返還額と同額ではありませんし、精算交付（追加交付）額が多額になるということは、予算の段階で算定総額に達していなかったケースです。

以上、定数・総額・予算・決算に関わる文書に記された数字を基に、各県の教育条件について総括的にまとめた一覧表を作成しました。なお、学級数等について一部「学校基本調査報告書」の数字を使用しました。